

介護保険負担限度額認定証 の申請に必要なもの

- 1 介護保険負担限度額認定申請書(市各庁舎窓口又は市HPよりダウンロード可能(両面印刷))
- 2 本人と配偶者のマイナンバーが確認できるもの(原則マイナンバーの記入が必要ですが、記入がなくても受付は可能)
- 3 窓口にくる方の身元確認ができるもの
 - (1)1点でよいもの：マイナンバーカード・運転免許証・身体障害者手帳等の写真付のもの
 - (2)2点必要なもの(上記の提示が困難な場合)：介護保険被保険者証又は負担割合証、健康保険証等
- 4 利用者本人の介護保険証又は健康保険証、もしくは委任状
- 5 本人または夫婦が保有する全ての預貯金等が確認できるもの
 - (1)預金通帳の写し(通帳等があれば、窓口で必要な部分をコピーします。)
 - ・金融機関名や名義がわかるページ(見開き部分等)
 - ・申請日の少なくとも直近2か月の流れと残高が確認できる部分
 - (2)有価証券や投資信託の残高の写し、現金、負債の借用証明書の写し等



※生活保護の受給者、境界層や課税特例措置に該当する方、配偶者が市外にお住まいの方は窓口まで

★ 令和7年度の申請は6月16日(月)から受付となります。令和7年8月末日必着にて申請書を提出された場合は、令和7年8月1日から減額対象となります。

★ 新規申請については、随時受付しています。減額が適用される日は、申請書を受け付けた日の属する月の1日からです。

★ 修正申告等により課税世帯になった場合は、8月に遡って決定が取り消され、すでに給付を受けた額は返還していただきます。

★ 虚偽の申告により不正に給付を受けたことがわかった場合は、それまでに受けた給付額に加え、最大2倍の加算金(給付額と併せて最大3倍の額)を返還していただく場合があります。

●問い合わせ先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町2424番地

指宿市役所 長寿支援課介護保険係 0993-22-2111(内線2253・2262)

山川庁舎 市民福祉課健康福祉係 0993-34-1113

開聞庁舎 市民福祉課健康福祉係 0993-32-3111(内線4120)

